

# 東大阪市教育委員会令和6年4月定例会

1 日時 令和6年4月22日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後3時00分

2 場所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	古川聖登
教育長職務代理人	秦卓宏
委員	堤晶子
委員	山中雅仁
委員	田中宏一

(出席説明員)

教育次長	森田好一
教育次長	永吉勝則
学校教育部長	太田恭子
社会教育部長	早崎順一
教育政策室長	西田幸史
学校教育推進室長	中渕一博
小中一貫教育推進室長	西野要
学校教育部次長	杉本篤史
学校教育部次長	出口源一
学校教育推進室参事	吉本博明
社会教育部次長	中西正人
社会教育部次長	小泉賀孝
高等学校課長	奥井幸史
高等学校課主幹	鳥屋尾泰禎

#### 4 議事

##### 【古川教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和6年4月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は田中委員にお願いいたします。

4月定例会開催にあたり、私から一言御挨拶をさせていただきます。

満開の桜とともに、令和6年度が開幕しました。新体制となりました東大阪市教育委員会は、今年度も学校園や各施設と心を合わせて、子どもたちのため、市民のために、ともに力を尽くしてまいりましょう。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、3点お話いたします。1点目は、国や大阪府への要望についてです。東大阪市教育委員会を代表して参加しております大阪府都市教育長協議会におきましては、会長市が摂津市から寝屋川市に変わりましたが、会長交代の初日から早速、令和7年度に向けた国や大阪府への要望の準備が始まりました。また2年続いた緊急要望について、今年は大阪府に対して、万博への児童生徒招待事業について、児童生徒の安全・安心の観点から、今以上の特段の配慮を求めていると声が上がっております。さらにコロナ禍後、各種研修等も復活しておりますので、各自治体の工夫を凝らした教育施策等をより一層報告してまいりたいと考えております。

2点目は、教職員数についてです。慢性的な教職員不足の中、昨年度中から教職員課を中心に人材確保に努めてまいりました。この4月当初では、幼稚園・認定こども園から高等学校まで、ほとんど埋まった形でスタートすることができました。一部、年度末に休職された方が出るなどがございましたが、今後も引き続き必要な教員数の確保に努めてまいります。また、最新型の校務支援システムがこの春に本格稼働するほか、学校司書の増員、スクールソーシャルワーカーの増員、また大阪府によるスクールカウンセラーの増員など、今年度は人の面においても、さらに学校の教職員の職場環境の改善を進めております。各学校におきましても、業務改善がさらに進み、教職員が一層働きやすく、力を発揮できるようになることを期待しています。

3点目は、児童生徒1人1台端末の更新についてです。コロナ禍において、国の指導により導入された学習端末については、更新時期を迎えようとしており、その負担割合等が以前から注目されてきました。その結果、野田市長をはじめとする全国の自治体首長のご要望や教育長協議会等からの要望が文部科学省等の関係者の力となり、国として、次回も全額国費で購入することに決定しました。この際、都道府県で共同調達をすることが原則となりましたので、本市も早急に次期端末の仕様等を選定し、会議に臨む予定となっております。本市では新しい端末を令和8年度から使用する予定です。

最後に、今年は例年に増して災害のニュースが多い気がいたします。私からは先日、校園長に対しまして、各学校園で、今災害が起こったらどうするか等を問いかけていただくなど、危機管理意識をより強く持っていただくようお願いいたしました。平時から危険に備えていることが私たちの誇りであると思います。私からは以上でございます。

それでは、これより議事を進めさせていただきます。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第8号 令和7年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」から日程第11「報告第4号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、日程第1「議案第8号 令和7年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」について、議案の説明をお願いします。

#### 【永吉教育次長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第8号 令和7年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」につきましては、令和7年度に使用する市立日新高等学校の教科用図書の採択方針を、東大阪市立高等学校使用教科用図書選定委員会において種目ごとに選定され、学校長より報告を受けた教科用図書について、市教育委員会が慎重に検討の上、採択を行い決定するものでございます。

何とぞ御審議のうえ、御決定を賜わりますようお願いいたします。

【古川教育長】

それでは、ただいまの議案第8号につきまして、何か御質問、御意見等がございますか。

【各委員】

(意見なし)

【古川教育長】

それでは、議案第8号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

それでは、「議案第8号 令和7年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」は、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第2「議案第9号 東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱及び任命の件」について、議案の説明をお願いいたします。

【永吉教育次長】

日程第2「議案第9号 東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第2条及び第3条の規定に基づき、同選定委員会委員12名を委嘱及び任命するものでございま

す。なお、委嘱及び任命期間につきましては、令和6年4月22日から令和7年3月31日まででございます。

何とぞ御審議のうえ、御決定を賜われますようお願いいたします。

【古川教育長】

それでは、ただいまの議案第9号につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

【各委員】

(意見なし)

【古川教育長】

それでは、議案第9号につきまして、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

それでは、「議案第9号 東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱及び任命の件」は、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第3「議案第10号 令和7年度使用東大阪市立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）教科用図書の採択方針の件」について、議案の説明をお願いいたします。

【永吉教育次長】

日程第3「議案第10号 令和7年度使用東大阪市立中学校（義務教育学校の後期課程

を含む。(以後、中学校)教科用図書の採択方針の件」につきましては、令和7年度に使用する市立中学校の教科用図書の採択方針を、東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会より答申を受け採択する旨を決定するものでございます。

何とぞ御審議のうえ、御決定を賜われますようお願いいたします。

【古川教育長】

それでは、ただいまの議案第10号につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【古川教育長】

それでは、議案第10号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

それでは、「議案第10号 令和7年度使用東大阪市立中学校教科用図書の採択方針の件」は、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第4「議案第11号 令和7年度使用東大阪市立中学校教科用図書採択に係る諮問の件」について、議案の説明をお願いいたします。

【永吉教育次長】

日程第4「議案第11号 令和7年度使用東大阪市立中学校教科用図書採択に係る諮問の件」につきましては、議案第10号の方針を受け、令和7年度に使用する市立中学校及び義務教育学校後期課程の教科用図書の選定について、東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問するものでございます。

何とぞ御審議のうえ、御決定を賜わりますようお願いいたします。

【古川教育長】

それでは、議案第11号につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【古川教育長】

それでは、議案第11号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

それでは、「議案第11号 令和7年度使用東大阪市立中学校教科用図書採択に係る諮問の件」は、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第5「議案第12号 令和6年度教育委員会表彰被表彰者決定の件」について、議案の説明をお願いします。

【永吉教育次長】

日程第5「議案第12号 令和6年度教育委員会表彰被表彰者決定の件」につきましては、東大阪市教育委員会表彰規則第3条の規定に基づき、市内に所在する公私の団体及び市内に居住、勤務又は通学する者で、社会教育関係諸活動において特に功労があったものに対し、教育委員会表彰被表彰者として決定するものでございます。

何とぞ御審議のうえ、御決定を賜われますようお願いいたします。

【古川教育長】

それでは、ただいまの議案第12号につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

【各委員】

(意見なし)

【古川教育長】

それでは、議案第12号につきまして、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

それでは、「議案第12号 令和6年度教育委員会表彰被表彰者決定の件」は、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第6「議案第13号 東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部

有識者委嘱の件」について、議案の説明をお願いします。

【永吉教育次長】

日程第6「議案第13号 東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者委嘱の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者に関する規則第3条、第4条及び第5条の規定に基づき、外部有識者3名を委嘱するものでございます。なお、委嘱期間につきましては、令和6年5月1日から令和7年4月30日まででございます。

何とぞ御審議のうえ、御決定を賜われますようお願いいたします。

【古川教育長】

それでは、ただいまの議案第13号につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

【各委員】

(意見なし)

【古川教育長】

それでは、議案第13号につきまして、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

それでは、「議案第 13 号 東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者委嘱の件」は、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第 7 「議案第 14 号 盾津中学校区学校運営協議会委員委嘱及び任命の件」について、議案の説明をお願いします。

【永吉教育次長】

日程第 7 「議案第 14 号 盾津中学校区学校運営協議会委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市立学校運営協議会規則第 7 条及び第 9 条の規定に基づき、同協議会委員 15 名を委嘱及び任命するものでございます。なお、委嘱及び任命期間につきましては、令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まででございます。

何とぞ御審議のうえ、御決定を賜われますようお願いいたします。

【古川教育長】

それでは、ただいまの議案第 14 号につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

【田中教育委員】

新任の方が結構少なく、再任の方が多いですが、これには何か理由はありますか。

【西野小中一貫教育推進室長】

委員の方々につきましては、所属団体等に記載されている団体をお願いしております。原則、モデル期間ということですので、3年間の継続をお願いしておりますが、充て職並びに PTA・保護者の方々につきましては、この3年間で子どもが卒業して、学校に在籍していないという状況がありますので、今回では、鴻池東小学校の保護者代表の方や、地域

教育協議会においては会長が交代になりましたので、その2名が入れ替わるという結果、新任という形で進めていくことを予定しています。

【田中教育委員】

やはり3年ぐらいの期間の中で取り組んでいるけれども、一応1年毎の再任みたいな感じになっているということですか。

【西野小中一貫教育推進室長】

はい。

【古川教育長】

他にございますか。

【各委員】

(意見なし)

【古川教育長】

それでは、議案第14号につきまして、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

それでは、「議案第14号 盾津中学校区学校運営協議会委員委嘱及び任命の件」は、

原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第8「議案第15号 東大阪市学校給食調理等業務（小学校）プロポーザル方式等事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」について、議案の説明をお願いします。

**【永吉教育次長】**

日程第8「議案第15号 東大阪市学校給食調理等業務（小学校）プロポーザル方式等事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市プロポーザル方式等事業者選定委員会規則第2条の規定に基づき、同委員会委員9名を委嘱及び任命するものでございます。なお、委嘱及び任命期間につきましては、令和6年4月22日から委託事業者決定まででございます。

何とぞ御審議のうえ、御決定を賜わりますようお願いいたします。

**【古川教育長】**

それでは、ただいまの議案第15号につきまして、何か御質問・御意見等はございますか。

**【秦教育長職務代理者】**

この選定に立候補される業者の数については、昨今における給食調理業者の方々の事情を考えると、本当になかなか事業者が立候補されないような状況なのかなと思っていますが、それでもやはり多数立候補してくださるような感触なのでしょうか。

**【杉本学校教育部次長】**

どこからが多数なのかは分かりかねますが、一定の応募は期待されるものかと考えます。

**【古川教育長】**

他にございますか。

【各委員】

(特になし)

【古川教育長】

それでは、議案第 15 号につきまして、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

それでは、「議案第 15 号 東大阪市学校給食調理等業務（小学校）プロポーザル方式等事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」は、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第 9 「議案第 16 号 東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」について、議案の説明をお願いします。

【永吉教育次長】

日程第 9 「議案第 16 号 東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきましては、人事異動及び担当変更に伴い、委員 2 名を解任し、後任の委員 2 名の任命を行うものでございます。なお、任命期間につきましては、令和 6 年 4 月 22 日から令和 6 年 11 月 30 日までで、前任者の残任期間となっております。なお、参考として、次ページに同委員会の委員名簿を添付しております。

何とぞ御審議のうえ、御決定を賜わりますようお願いいたします。

【古川教育長】

それでは、ただいまの議案第 16 号につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

【各委員】

(意見なし)

【古川教育長】

それでは、議案第 16 号につきまして、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

それでは、「議案第 16 号 東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」は、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第 10「議案第 17 号 東大阪市立荒本青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」について、議案の説明をお願いします。

【永吉教育次長】

日程第 10「議案第 17 号 東大阪市立荒本青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきましては、人事異動に伴い、委員 1 名を解任し、後任の委員 1 名の任命を行うものでございます。なお、任命期間につきましては、令和 6 年 4 月 22 日から令和 7 年 6 月 30 日までで、前任者の残任期間となっております。なお、参考として、次ページに

同委員会の委員名簿を添付しております。

何とぞ御審議のうえ、御決定を賜わりますようお願いいたします。

【古川教育長】

それでは、ただいまの議案第 17 号につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

【各委員】

(意見なし)

【古川教育長】

それでは、議案第 17 号につきまして、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

それでは、「議案第 17 号 東大阪市立荒本青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきまして、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第 11「報告第 4 号 委員会付議事項臨時代理処理の件」について、議案の説明をお願いします。

【永吉教育次長】

日程第 11「報告第 4 号 委員会付議事項臨時代理処理の件」につきましては、教育長

に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第5号「東大阪市立学校に勤務する非常勤の教育職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、地方自治法の改正によって会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項が整備されたことに伴い、東大阪市立学校に勤務する非常勤の教育職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正が行われたため、本条例施行規則についても所要の改正を行ったものの報告でございます。

次に、臨時代理第6号「東大阪市立児童文化スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、公の施設のさらなる活性化に向けた運用及び根拠規定の点検の結果により東大阪市立児童文化スポーツセンター条例が改正されたことに伴い、本条例施行規則についても所要の改正を行ったものの報告でございます。

次に、臨時代理第7号、第8号及び第9号「一部職員の人事異動の件」につきましては、令和6年3月31日及び4月1日付で一部職員の人事異動の発令を行ったものの報告でございます。

以上でございます。何とぞ御審議のうえ、御決定、御承認を賜われますようお願いいたします。

【古川教育長】

それでは、ただいまの報告第4号につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

【各委員】

(意見なし)

【古川教育長】

それでは、報告第4号につきまして、原案のとおり、承認することに御異議ございませ

んか。

**【各委員】**

(異議なしの声あり)

**【古川教育長】**

御異議なしと認めます。

それでは、「報告第4号 委員会付議事項臨時代理処理の件」は、原案のとおり承認することと決しました。

次に、感謝状の贈呈について報告をお願いします。

**【教育政策室より概要を一括報告】**

・感謝状

(施設整備室)                      1件

**【古川教育長】**

御質問、御意見等がございますか。

**【各委員】**

(特になし)

**【古川教育長】**

順番が前後いたしました。申し訳ございません。次に報告をお願いいたします。「市議会令和6年第1回定例会の審議状況について」報告をお願いいたします。

【西田教育政策室長】

令和6年第1回定例会の審議状況について、報告させていただきます。市議会令和6年第1回定例会は、令和6年2月28日（水）から3月26日（火）までの28日間の会期で、開催されました。本定例会における各委員による本会議質問は3月4日（月）・7日（木）8日（金）に、また文教委員会は2月29日（木）・3月13日（水）・14日（木）に開催され、それぞれ別紙1の審議報告のとおり質疑・質問があり、議案の審議結果につきましては、別紙2のとおりでございます。

それでは、別紙1をご確認ください。主な2点の審議内容とその他数点の質問項目につきまして、口頭で報告をさせていただきます。まず「2. 主な内容」の代表質問のうち、1つ目の項目であります給食費無償化につきましては、市立中学校及び義務教育学校後期課程においては、令和5年4月から恒久的に無償化されたことに続き、市立小学校及び義務教育学校前期課程については、令和6年度一般会計予算として、中学校から切れ目なく、且つ習い事などの費用負担が大きい6年生のみを無償化の対象としている、市長は所信表明において、次世代への投資を最重要課題事項に位置付け、子どもファーストの視点に立った施策を推進するとしているにもかかわらず、小学校給食費の無償化を全学年で実施するのではなく、学年を限定したことは、平等性をかけるものであり、残念と言わざるをえない、今後、全学年実施に向けた検討を、財源確保とあわせて、早急に取り組むことを強く要望する、また、無償化により給食の質を落とすことがないように、安全・安心に努めるべきであるなどの質疑並びに指摘がございました。

次に、図書館行政につきまして、四条図書館は、東大阪市公共施設再編整備計画が令和4年12月に見直され、東部地域仮設庁舎敷地において、児童相談所を含めた複合施設として整備する方向で決定されました。今後整備を進めていくにあたっては、関係部局とワンチームで推進し、地域の繋がりを育む場所として、地域のための図書館となるよう先進市を参考にするとともに、広く市民の意見を取り入れるべきである、また整備期間に係る四条図書館休館中の蔵書管理を徹底し、移動図書館の拡充や電子書籍の活用と市民への図書サービスが低下することがないように併せて検討するべきであるなどの質問並びに指摘

がございました。

このほか、検定受験料補助事業の普及に向けた広報の必要性、幼稚園・こども園ヘルパー及びこども園特別支援アシスタント配置に向けた人材確保と研修の充実、愛ガード運動の今後の展開、不登校に係るメタバース活用も含めた学びをとめない支援と一人ひとりに寄り添う教育の推進、奨学金や就学援助について利用拡大に向けた基準の見直し、STEAM教育の市内全域への展開、教員不足解消に向けた教育委員会としての取組、いじめ対策に係る市役所全体の重層的な支援体制の確立、生理用品設置に係る実情に合わせた検討、オーバードーズ防止に向けた周知の徹底、自主防災活動と学校行事運動の必要性、スポーツマウスガード作製補助に係る効果的な方法の検討、日新高等学校の生徒確保に向けた多角的な取組、学校司書 13 名増による今後の学校図書館の活用と常時開館に向けたさらなる増員、留守家庭児童育成クラブの待機児童解消に向けた取組と減免条件や時間延長等利用内容の見直し、青少年運動広場における一般開放の拡充とナイター料金等利用料の再検討、学校体育施設等開放事業に係る学校の負担軽減に向けた検討、また前教育次長の突然の退職と教育委員会事務局における風通しの良い職場風土づくり、大阪万博への児童・生徒の無料招待制度、人口増加地域の収容対策事業などの質疑・質問並びに指摘がございました。

なお、教育委員会の所管予算ではございませんが、今年度の花園 EXPO 開催中止に伴い、子どもたち向けに実施していただいていたキャッシュレスチャレンジ事業をはじめ、花園 EXPO に関連する取組は、本年度はございませんので併せて報告させていただきます。以上でございます。

#### 【古川教育長】

ただいまの報告について、御質問、御意見等はございますか。

#### 【堤教育委員】

ご報告ありがとうございます。教育委員会事務局で、様々な審議等に関してご対応いただきありがたく思います。先ほど西田室長から、こういう質問がありましたと教えていただいたところですが、その内容については、例えば議事録を見るのか、放映されているも

のを見るのか、これらの質問に対し、どういう答弁をしたのかを理解するには、どういう方法がありますか。

**【西田教育政策室長】**

市議会での審議内容については、リアルタイムにインターネット等で講演されていることもありますし、後ほど見返すという形では、録画された映像を、議会事務局のホームページにおいて、バックナンバーで全て見られるようになっていると思いますので、それを見ていただくという形になろうかと思います。

**【堤教育委員】**

教育委員会と教育委員会事務局があって、今回は教育委員会事務局の風通しが良いものということでしたので、私たち教育委員会は、教育の執行機関であるということ、法的には定められていると思いますが、その役割分担的な点も含めて、一度、教育委員会議でも、そのあり方を話し合っていたらと思います。

**【古川教育長】**

他に御意見・御質問等がございますか。

**【各委員】**

(特になし)

**【古川教育長】**

それでは、本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、御異議ございますか。

**【各教育委員】**

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局】

次回の教育委員会議につきましては、令和6年5月20日（月曜日）午後2時より開会  
する予定にしております。

【古川教育長】

それでは、これもちまして、東大阪市教育委員会令和6年4月定例会を閉会いたしま  
す。委員の皆様方、また、御出席の皆様、大変お疲れ様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	古川 聖登
東大阪市教育委員会委員	田中 宏一